

介護保険料通知書における納付方法 のシステム設定誤りについて

概要説明

令和6年7月31日納付期限の介護保険料にかかる口座振替において、一部の被保険者に対し、口座振替対象者ではないにもかかわらず、口座振替対象として、令和6年度介護保険料通知書を送付する事案が発生いたしました。本事案について、対象者の皆様にご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。今後は再発防止に努め、適正な介護保険料徴収業務に取り組んでまいります。

1.経緯

介護保険の保険者が、令和6年4月以降、くすのき広域連合から四條畷市になったことから、くすのき広域連合において介護保険料を口座振替で納付していた場合、基本的には新たに金融機関で口座振替の申し込みが必要となりますが、金融機関によっては、くすのき広域連合で申し込みした口座振替情報等を読み替えて引き継ぐことができます。

令和6年4月以降四條畷市が介護保険事業を遂行できるよう、くすのき広域連合が保有している介護保険システムから各市への移行データを作成する際に、上記読み替え対象者以外の被保険者については、介護保険料通知書を作成する際に、納付書が出力されるよう、くすのき広域連合からシステムベンダーに指示の上、切り替え作業を行っておりましたが、その作業において対象者の抽出漏れがあり、一部対象者について、納付方法欄が口座振替と記載された通知書が送付されておりました。

2.原因

くすのき広域連合及び旧くすのき広域連合構成市（四條畷市・守口市・門真市）間において、引き継いだ口座データ内容の確認及び連携不足によるものです。

3.対象者

41人

4.対応

対象者に対しては、口座振替にて納付することができないため、納付書及び新たな登録のための口座振替依頼書を送付しております。

5.再発防止策

今後は関係機関、関係部署との連携強化を図り、データ内容の確認を徹底するなど再発防止に努め、適正な介護保険料徴収業務に取り組んでまいります。

問い合わせ

電話 072-877-2121 〈代〉

高齢福祉課 担当：西端（内線462）・有馬（内線：689）